

破産債権の貸倒れ処理

Q : 破産債権の貸倒れ処理は、どのようにしたらいいのですか？

A : 破産手続きの態様により処理します。

【解説】

破産手続きの終結には、次のような態様があり、それぞれ次のように取り扱います。

- ① 破産取消し(利害関係人からの不服申し立てによって破産宣告決定が取り消され、破産がなかったものとするもの)・・・貸倒れ処理はできません。
- ② 廃止決定
 - イ. 同意廃止(破産債権所全員の同意を得て行われる廃止)・・・貸倒れ処理はできません。
 - ロ. 費用不足による廃止(破産財団が破産手続きする費用もなく行う廃止)・・・貸倒れ処理をすることができます。
- ③ 終結決定
 - イ. 最後の配当(財産の換価が終わり、管財人が配当して手続きを終了するもの)・・・貸倒れ処理することができます。
 - ロ. 強制和議(破産者が申し立てた債務弁済計画を債権者が承認することにより、裁判所の認可決定をもって手続きを終了するもの)・・・切捨てになった金額につき貸倒れ処理が可
- ④ 破産手続きの失効(破産手続き中に会社更生計画の認可決定、民事再生の認可決定などがあり、手続きが失効した場合)・・・切捨てになった金額につき貸倒れ処理が可

